

中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会  
廃棄物処理制度専門委員会 事務局殿

(社)全国産業廃棄物連合会  
専務理事 仁井 正夫

日頃のご指導に感謝申し上げます。また、過日は廃棄物処理制度専門委員会のヒアリングの場で当連合会を対象としていただきましたこと重ねて感謝申し上げます。

このヒアリングに関しひとつお願いがございます。当方からの説明後の質疑において補足しておきたい事項がございます。以下に記述いたしますので、是非これを次回委員会で参考配布する等のご配慮をお願い申し上げます。

10月27日第3回廃棄物処理制度専門委員会でのヒアリングにおける補足説明

(社)全国産業廃棄物連合会  
専務理事 仁井 正夫

標記の専門委員会で連合会としての説明の後に欠格要件の問題に関し新美委員から「破産宣告や刑事罰の確定は、破産状態に至ったときや事件の発生からかなりの時間を経ている。その時間の中で対応可能ではないか」との趣旨のご質問をいただきました。

私からはその際に「個人事案について法人では必ずしも把握しきれない。また、大口株主や大口債権者は法人としてコントロールできない。」旨お答え申し上げたところですが、これに加え以下のことをお答えすべきでしたので補足説明させていただきます。

「ご指摘のとおり、事案が確定する前に辞任してもらるか、解任すれば、その場合は法人としては何の問題もなく業を続けられる。事柄としてはその程度のものであれば、業を継続するために対象者の排除のみが重要ということかと思われま。注意が不足していたということはありませんから、ある程度のペナルティはあってもやむをえないかとも思いますが、5年間本人以外の全役員等を排除しなければならないものではないと思います。例えば業許可取り消しがあったとしても、辞任あるいは解任後は業申請が出来るといったことが妥当と思います。」

以上です。